

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例

平成二十五年六月二十九日
条例第三十六号

改正 平成二五年一二月二四日条例第五二号 平成二六年 三月二七日条例第九号
平成二六年 七月一五日条例第三九号 平成二七年 三月一七日条例第八号
平成二七年一〇月一六日条例第五五号 平成二八年 三月二九日条例第一二号
平成二九年 三月二八日条例第五号 平成二九年一二月二六日条例第三八号
平成三〇年 三月三〇日条例第八号 平成三一年 三月一九日条例第七号
令和 二年一〇月一六日条例第四二号 令和 四年 三月二九日条例第八号
令和 四年一〇月一八日条例第四一号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例をここに公布する。

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例

指定特定非営利活動法人（埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号）第二条第二項に規定するものをいう。）として、次の表に掲げる者を指定する。

項	名称	主たる事務所の所在地
1	特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター	埼玉県ふじみ野市上福岡五丁目四番二十五号
2	特定非営利活動法人メイあさかセンター	埼玉県朝霞市本町二丁目七番十七号
3	特定非営利活動法人国際協力NGO・I V-JAPAN	埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目五百四十五番地ニシティヒルズ一〇一
4	NPO法人T S U B A S A	埼玉県新座市中野二丁目二番二十二号
5	特定非営利活動法人市民シアター・エフ	埼玉県深谷市深谷町九番十二号
6	特定非営利活動法人熊谷市ほたるを保護する会	埼玉県熊谷市三本千九百二十七番地二
7	特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉	埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号

一部改正〔平成二五年条例五二号・二六年九号・三九号・二七年八号・五五号・二八年一二号・二九年五号・三八号・三〇年八号・三一年七号・令和二年四二号・四年八号・四一号〕

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正）
- 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部を次のように改正する。
第一条中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号」を「埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第四号」に、「住民」を「県民」に改める。
第二条第一項中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加え、「同条第一項第四号に規定する」を「定められた埼玉県税条例第二十五条の二第四号に規定する県民の福祉の増進に寄与する」に改める。
第十五条第五項中「地方税法第三十七条の二第一項第四号に規定する条例」を「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）」に改める

附 則（平成二十五年十二月二十四日条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日条例第九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年七月十五日条例第三十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月十七日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年十月十六日条例第五十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日条例第十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日条例第五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月二十六日条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年六月二十九日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十九日条例第七号）

この条例は、平成三十一年三月二十七日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十月十六日条例第四十二号）

この条例は、令和二年十月十六日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。
附 則（令和四年十月十八日条例第四十一号）
この条例は、公布の日から施行する。